長期優良住宅等認定に係る手数料（増改築）

令和4年2月20日以降

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務の区分 | | 金額 | |
| ア　確認書の添付がない計画の認定又は変更認定 | イ　確認書の添付がある計画の認定又は変更認定 |
| 一戸建ての住宅 | | １件につき72,000円 | １件につき17,000円 |
| 一戸建て以外の住宅 | 床面積が500平方メートル以下のもの | １件につき147,000円 | １件につき31,000円 |
| 床面積が500平方メートル超1,000平方メートル以下のもの | １件につき235,000円 | １件につき51,000円 |
| 床面積が1,000平方メートル超3,000平方メートル以下のもの | １件につき464,000円 | １件につき85,000円 |
| 床面積が3,000平方メートル超5,000平方メートル以下のもの | １件につき832,000円 | １件につき137,000円 |
| 床面積が5,000平方メートル超10,000平方メートル以下のもの | １件につき1,430,000円 | １件につき209,000円 |
| 床面積が10,000平方メートル超20,000平方メートル以下のもの | １件につき2,646,000円 | １件につき355,000円 |
| 床面積が20,000平方メートル超30,000平方メートル以下のもの | １件につき3,781,000円 | １件につき450,000円 |
| 床面積が30,000平方メートル超のもの | １件につき4,631,000円 | １件につき510,000円 |
| エ　ア又はイの申請に併せて建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係の規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があったもの | | ア又はイに定める額に、鳥取県建築基準法施行条例で定める金額に相当する額を加算した額 | |
| オ　住宅の譲受人を決定した場合における計画の変更の認定 | | １件につき3,000円 | |
| カ　計画の認定を受けた地位の承継の承認 | | １件につき3,000円 | |